

熊本市障がい者プランの策定について

1 策定の趣旨

現在の障がい者プランを策定後、障害者総合支援法・児童福祉法の改正や障害者差別解消法の施行などの法整備を受け、また熊本地震を経験し、今後も障がい者等を取り巻く環境や施策は大きく変化していくものと考えられる。

本市においても、障がいのある人たちのニーズ把握、各種審議会や障がい者団体・市民からの意見聴取、国の動向等も踏まえ、今後の障がい者施策の更なる充実を図っていくため、平成30年度中に「熊本市障がい者プラン」を策定する。

2 計画の位置づけ

熊本市障がい者プランは、障害者基本法第11条に基づき、本市の障がい者施策に関する基本的事項を定めた計画である。国の第4期障害者福祉計画や第5期熊本県障がい者計画を基本として、本市における障がい者の状況を踏まえて、策定する必要がある。

【計画期間】 平成31年度からの5年間

(現行の障がい者プランは、平成21年度～30年度の10年間であり、27年4月に中間見直し)

熊本市障がい者プランの策定について

3 策定の進め方

今後の熊本市における障がい者施策の更なる充実を図るため、障がい当事者や団体をはじめとした多くの市民からの様々な意見を聴取する機会を設けていくことにしている。

(1) 障害者施策推進協議会での協議

学識者、関係団体、障がい当事者、市民公募委員等によりプラン案を審議する。

(2) 障がい当事者や団体からの意見聴取

① 障がい者自立支援協議会（部会も含む）、発達障害者地域支援協議会等での意見聴取

② 障がい者団体からの意見聴取（ヒアリングなど）

③ 当事者アンケート

(3) 市民からの意見聴取

① パブリックコメントの実施

② 障がい者サポーターへのアンケート など



熊本市障がい者プランの策定について

4 スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定作業	骨格の作成				素案の作成				最終案の作成			完成
協議会等												
・障害者施策推進協議会					骨格提示 ①				素案提示 ②			最終案提示 ③
・障がい者自立支援協議会	①				②				③			④
・その他						◎			◎			
					発達障害者支援地域協議会				精神保健福祉審議会			
団体からの意見聴取					◎ →							
アンケート等					◎ 当事者アンケート				◎ パブリックコメント			
					◎ 障がい者サポーターへのアンケート							
議会報告				◎ 概要説明		◎ 骨格説明			◎ 素案説明		◎ 最終案説明	

第4次障害者基本計画 概要

I 第4次障害者基本計画とは

【位置付け】政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定）

【計画期間】平成30(2018)年度からの5年間

【検討経緯】障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、本年2月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

II 基本理念（計画の目的）

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

III 基本的方向

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進

- 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ^(※)向上の視点を取り入れていく
(※) アクセシビリティ：施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
- アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入

2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保

(※) 障害者権利条約：我が国は平成26年に批准。障害当事者の主体的な参画等を理念とする。

- 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援

3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進

- 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進

4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

第4次障害者基本計画 概要

IV 総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

V 各論の主な内容

1. 安全・安心な生活環境の整備

- 安全に安心して生活できる住環境の整備
 - ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進
- 移動しやすい環境の整備
 - ・公共交通機関のバリアフリー化（ホームドア等）
- 障害者に配慮したまちづくりの推進
 - ・ICTを活用した歩行者移動支援

2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及
 - ・聴覚障害者向け電話リレーサービスの体制構築
- 意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
 - ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

3. 防災、防犯等の推進

- 災害発生時における障害特性に配慮した支援
 - ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
 - ・音声による119番通報、障害特性に配慮した災害時の情報伝達体制
- 防犯対策や消費者トラブル防止の推進
 - ・Eメール等での110番通報、障害特性に配慮した消費者相談
 - ・障害者支援施設の安全体制確保

4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
 - ・障害者にも配慮した施設整備やサービス・情報提供等の一層の促進
 - ・障害者差別解消に係る地域協議会の設置促進
- 障害者虐待の防止、障害者の権利擁護
 - ・相談支援専門員等による障害者虐待の未然防止

第4次障害者基本計画 概要

5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施
- 身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築
 - ・障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援
 - ・発達障害者等へのピアサポートの推進
- 地域生活への移行の支援
 - ・一人暮らしを支える「自立生活援助」サービスの導入
- 障害のある子供への支援の充実
 - ・医療的ケアが必要な障害児への包括的支援
- 身体障害者補助犬の普及促進、福祉用具等の普及促進・研究開発
- 障害福祉サービスの質の向上、人材の育成・確保

6. 保健・医療の推進

- 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
 - ・退院後の精神障害者の支援
- 地域医療体制
 - ・身近な地域で医療、リハビリを受けられる体制の充実
- 研究開発等の推進
 - ・最新技術を活用した自立支援機器の開発
 - ・難病治療法の研究開発

7. 行政等における配慮の充実

- 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
 - ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実
- アクセシビリティに配慮した行政情報の提供
 - ・行政機関の窓口での配慮
 - ・ウェブサイトにおけるキー操作対応や動画への字幕・音声解説の付与等の配慮

8. 雇用・就業、経済的自立の支援

- 総合的な就労支援
 - ・雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
 - ・精神障害者の雇用促進、就労定着支援による職場定着の推進
- 多様な就業機会の確保
 - ・テレワーク等の柔軟な働き方の推進
 - ・福祉的就労の質の向上・底上げ（工賃向上）
 - ・農業分野の就労支援

9. 教育の振興

- 誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備
 - ・個別の指導計画・教育支援計画の活用を通じた全ての学校における特別支援教育の充実
- 障害のある学生の支援
 - ・各大学での支援部署の設置、支援人材の養成、就職支援
- 障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実
 - ・障害者の各ライフステージにおける学びの支援

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 障害者の芸術文化活動への参加
 - ・特別支援学校での質の高い文化芸術の体験
- 障害者スポーツの普及及びアスリートの育成強化
 - ・パラリンピック等のアスリートの育成強化

11. 国際社会での協力・連携の推進

- 国際的協調の下での障害者施策の推進
- 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進
 - ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

第4次障害者基本計画 主な成果目標

< 安全・安心な生活環境の整備 >

指標	現状値（直近値）	目標値
一定の旅客施設のバリアフリー化率 ^(注1)	87.2%（段差解消） (2016年度)	約100%（同左） (2020年度)
ノンステップバスの導入率 ^(注2)	53.3% (2016年度)	約70% (2020年度)
福祉タクシーの導入台数	15,128台 (2016年度)	約28,000台 (2020年度)

(注1) 1日当たりの平均的な利用客数が3000人以上である全ての旅客施設のうち、バリアフリー法に基づく公共交通移動等円滑化基準に適合するものの割合
(注2) 公共交通移動等円滑化基準の適用除外の認定を受けた車両は母数から除外

< 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 >

指標	現状値（直近値）	目標値
対象番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合	97.4%（NHK総合） 99.5%（民放キー5局） (2016年度)	100% ^(注3) (NHK総合・民放キー5局) (2022年度)

(注3) 対象時間を1日当たり17時間から18時間に拡大した上で100%

< 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 >

指標	現状値（直近値）	目標値
障害者差別解消法の地域協議会の組織率	37.8%（一般市町村） (2017年4月)	70%以上（同左） (2022年度)

< 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 >

指標	現状値（直近値）	目標値
発達障害者支援地域協議会の設置率	87%（都道府県・政令市） (2016年度)	100%（同左） (2022年度)
地域生活支援拠点 ^(注4) を整備している市町村又は障害福祉圏域の数	37市町村9圏域 (2017年4月)	全ての地域 (2020年度)

(注4) 居住支援のための機能（相談、緊急時の受入等）を担う拠点

< 保健・医療の推進 >

指標	現状値（直近値）	目標値
精神病棟での1年以上の長期入院患者数	約18.5万人 (2014年度)	14.6～15.7万人 (2020年度)
都道府県の難病診療連携拠点病院の設置率	〔2018年4月から新たに医療提供体制を整備〕	100% (2022年度)

< 雇用・就業・経済的自立の支援 >

指標	現状値（直近値）	目標値
一定規模以上の企業で雇用される障害者数	49.6万人(50人以上) (2017年6月)	58.5万人(43.5人以上) (2022年度)
障害者就労施設等の物品等優先購入実績	171億円 (2016年度)	前年度比増 (～2022年度)

< 教育の振興 >

指標	現状値（直近値）	目標値
個別の指導計画等の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画等が作成されている児童等の割合	81.9%（指導計画） 75.7%（教育支援計画） (2016年度)	おおむね100% (2022年度)
障害学生の就職先開拓、就職活動支援を行う大学等の割合	21% (2016年度)	おおむね100% (2022年度)

< 文化芸術活動・スポーツ等の振興 >

指標	現状値（直近値）	目標値
障害者の週1回以上のスポーツ実施率	19.2%（成人） 31.5%（若年層） (2015年度)	40%程度（成人） 50%程度（若年層） (2021年度)
パラリンピック競技大会における金メダル数	0個（夏季）（2016年） 3個（冬季）（2018年）	過去最高の金メダル数 (夏季2020年、冬季2022年)

